

# ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却(野焼き)は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特に、これからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

## 野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為  
(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却  
(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却  
(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為  
(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為  
※廃ビニールの焼却は不可  
※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの  
(落ち葉たき等)

※一般家庭から出る生活ごみは不可



平成30年度  
境警察署管内による  
野焼き検挙件数

2 件

## 太陽光発電施設の設置を検討している事業者のみなさんへ 事業用の太陽光発電施設を 設置するときには

また、設置する太陽光パネルの出力が50kw以上の場合、町へ「事業概要書」を提出し、事前協議をお願いします。

県では、太陽光発電施設の設置を検討している事業者の方への適正設置・管理を促すため「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を策定し、平成28年10月1日から施行されています。

本ガイドラインには、設置の手続きや施工にあたって配慮すべき事項などが示されています。

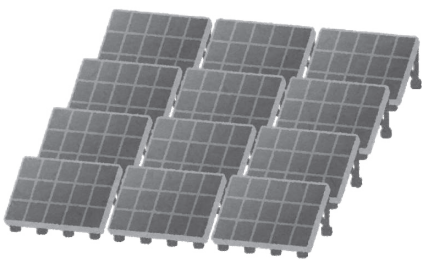
町内において、太陽光発電施設の設置を検討されている方は、本ガイドラインを確認し、設置の手続きをお願いします。

また、設置する太陽光パネルの出力が50kw以上の場合、町へ「事業概要書」を提出し、事前協議をお願いします。

詳細は、町公式ホームページをご参照ください。

すでに、発電を開始している場合や、10kw以上50kw未満の施設についても、ガイドラインの趣旨に沿って、適正な施工や維持・管理にご協力をお願いします。

※太陽光発電施設の設置を検討している場合、設置できないエリア等がありますので、事前に、お問い合わせください。



お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)



※通信費は、個人負担となります。

五霞町 太陽光

で検索